

「多賀城市庁舎における広告付庁舎等案内板設置事業」
企画提案募集要項

令和 7 年 1 1 月
多賀城市企画経営部財政課

多賀城市庁舎における広告付庁舎等案内板設置事業募集要項

1 趣旨

多賀城市では、来庁者へのサービス向上のため、エントランス棟及び北庁舎 2 階風除室に広告付庁舎案内板を設置することとしている。

この募集要項は、広告付庁舎案内板設置運用についての企画提案を公募し、その内容を審査して、最良の提案をした方を契約の相手方候補として選定するために必要な事項を定めるものである。

2 募集事項

(1) 企画提案を求める事業

多賀城市庁舎における広告付庁舎等案内板設置事業

(2) 業務内容

業務の内容は、別紙「多賀城市庁舎における広告付庁舎等案内板設置事業仕様書」に定めるとおりとする。

(3) 設置期間

設置日（令和 8 年 5 月 1 日以降の日）から令和 11 年 3 月 31 日まで
（設置日については、設置者と別途協議により決定することとする。）

3 広告付庁舎案内板を設置する施設の概要

(1) 名称

- ア 多賀城市エントランス棟
- イ 多賀城市役所北庁舎

(2) 施設の所在

宮城県多賀城市中央二丁目 1 番 1 号

(3) 設置場所

- ア エントランス棟 1 階市民ホール（横幅約 4,000 mm、高さ約 2,200 mm、奥行き約 1,000 mm）
- イ エントランス棟 1 階市民ホール（横幅約 1,500 mm、高さ約 1,000 mm、奥行き約 100 mm）
- ウ 北庁舎 2 階風除室（横幅約 1,500 mm、高さ約 1,000 mm、奥行き約 100 mm）

(4) 開庁日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く平日
（開庁時間：午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分まで）

4 申込者の資格要件等

次の要件を全て満たす場合に限り、申込みをすることができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (3) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (4) 多賀城市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条第1項第2号から同条第4号までに該当しない者であること。
- (5) 宮城県内に本社又は支社又は営業所等を有する法人であり、かつ、事業者として十分な資力、信用、経験及び管理運営能力を有することとし、地方公共団他における庁舎案内板の設置業務について実績があること。
- (6) 多賀城市広告掲載要綱、多賀城市広告掲載基準及び多賀城市広告掲載基準の細目に関する要綱その他市の広告事業に係る諸規定の内容を遵守できること。

5 企画提案の条件

企画提案は、次の(1)から(6)に掲げる条件をすべて満たすこと。

(1) 事業の内容

本事業の内容は、次のとおりとする。

なお、本事業実施に係る条件その他の詳細は、別紙「多賀城市庁舎における広告付庁舎等案内板設置事業仕様書」のとおり。

ア 広告付庁舎等案内板を企画、製作し、行政財産の使用許可を受けて、市が指定する所に設置すること。

イ 広告付庁舎等案内板の設備を維持管理し、定期及び随時に情報更新を行うこと。

また、市庁舎フロア案内図については、市の組織改編等に際し、適宜情報更新を行うこと。

ウ 広告付庁舎等案内板を広告媒体として運用し、広告を募集、掲出すること。

なお、広告内容については、多賀城市広告掲載要綱、多賀城市広告掲載基準を遵守し、広告掲出前に市の事前審査を受けること。

(2) 案内板の概要

設置する案内板については次のとおりとする。

ア 市域全図及び市役所周辺図等（エントランス棟1階市民ホール）

規格においては横幅約4,000mm、高さ約2,200mm、奥行き約1,000mm以内とし、設置においては独立型とする（キャスター付き等）。

イ 市庁舎フロア案内図（エントランス棟1階市民ホール及び北庁舎2階風除室）

規格においては、横幅約1,500mm、高さ約1,000mm、奥行き約100mm以内とし、設置においては壁掛け型とする。

ウ 案内板は、文字の大きさ、配色などについて、高齢者や色覚障害のある方々等に配慮し、ユニバーサルデザインに心がけること。

エ 広告付庁舎案内板等は、キャスター付のものとし、地震等の際転倒を防止するための十分な対策を講じること。

(3) 設置運用場所の使用形態

広告付庁舎等案内板の設置運用にあたり、市は選定業者と事業契約を締結するとともに、事業者からの申請に基づき、広告付庁舎等案内板を設置する床面積について、多賀城市公有財産規則第22条の規定による行政財産の使用許可を行う。

(4) 権利義務の譲等

事業者は、本事業を実施することにより生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させることはできない。

(5) 費用負担

ア 設置費用等

広告付庁舎等案内板にかかる製作、設置、維持管理、情報更新、撤去及び現状回復等に要する費用を負担すること。

イ 広告掲出料

広告掲出料を提案すること。提案金額には、行政財産使用料や電気料等を含まないものとする。

ウ 電気等実費徴収金

設置する照明機器等のカタログに記載されている数値と、東北電力の業務用電力契約の従量料金による単価を用いて算出することとし、毎年度市が指定する方法により納入すること。

エ 行政財産使用料

広告付庁舎案内板等の設置については、行政財産使用許可を得ることとし、毎年度市が指定する方法により納入すること。ただし、使用料の減免を受けた場合についてはこの限りではない。

【参考】

設置箇所 1 m²当たりの使用料(年額)…約 70,000 円

(6) 事業終了後の現状回復

事業期間を終了したとき又は契約を解除したときは、市が必要がないと認めるときを除き、事業者が広告付庁舎等案内板を撤去し、原状に回復すること。

6 申込み方法

(1) 申込み受付期間及び時間

ア 期間 令和7年11月21日（金）から12月12日（金）まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

イ 時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 受付場所

多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市役所2階

企画経営部財政課管財契約係

(3) 申込書類及び申込み方法

次のアからキまでに掲げる申込書類を直接持参すること。

(郵送、電話、FAX、メール等による受付は行わない。)

- ア 申込書兼誓約書(様式1) 1部
- イ 代表者印鑑証明書 1部(発行日から1か月以内のもの)
- ウ 履歴事項全部証明書 1部(発行日から1か月以内のもの)
- エ 国税及び地方税に未納がないことを証する書類 各1部
- ※ 「直近1年分」でかつ申込前1か月以内に発行されたものであること
- (ア) 本社の所在地である都道府県及び市町村
- (イ) 支店等が設置する場合は、支店等の所在地である都道府県及び市町村
- オ 暴力団排除条例に係る誓約書(様式2) 1部
- カ 企画提案書(様式3) 6部
- キ 質問書(様式4)
- ク その他説明資料(パンフレット等) 6部

7 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

- ア 期間 令和7年11月21日(金)から同月28日(金)まで
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。
- イ 時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 受付場所

多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市役所2階
企画経営部財政課管財契約係

(3) 提出方法

質問がある場合は、質問回答書(様式4)を持参、又はE-mailで提出すること。
(郵送、電話及びFAXによる受付は行わない)
E-mail : kanzai@city.tagajo.miyagi.jp

(4) 回答方法

質問があった場合のみ、回答を令和7年12月5日(金)に市ホームページにて公表する。
市ホームページアドレス : <http://www.city.tagajo.miyagi.jp/>

8 応募申込み及び企画提案の無効

- (1) 応募資格のない者の提出した提案は、無効とする。
- (2) 応募申込みに必要な書類又は提出方法等が次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
 - ア 提出期限、提出場所、提出方法等に適合しないもの。
 - イ 企画提案書の内容が、事業企画提案書作成要領に定める要件に適合しないもの。
 - ウ 記載又は押印すべき事項について、記載又は押印がないもの。

エ 記載すべき事項以外の事項が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

9 審査及び選定結果の公表について

企画提案を選定にあたっては、「多賀城市庁舎における広告付庁舎等案内板設置事業者選定委員会」を設置し、審査の結果、最も評価が高い者を選定する。

審査の結果、ふさわしい企画提案がない場合は、選定事業者なしとする場合がある。また、選定結果は、応募者それぞれに書面にて通知する。

10 契約締結等の手続き

(1) 見積書の聴取

多賀城市契約規則第18条第1項の規定に基づき、選定事業者から見積書を徴する。

(2) 契約の締結

市は、選定事業者を契約相手方として決定したときは、契約を締結する。

11 その他

(1) 企画提案書の作成、提出に係る費用は、申込者の負担とする。

(2) 提出された一切の書類は返却しない。

(3) 提出期限以降における申込みに必要な一切の書類の追加、差替え、再提出は認めない。

12 問合せ先

〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市役所2階

多賀城市企画経営部財政課管財契約係

電話 022-368-2352

FAX 022-368-2369

E-mail kanzai@city.tagajo.miyagi.jp